

# 公益社団法人鹿児島県社会福祉士会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県社会福祉士会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、社会福祉の援助を必要とする鹿児島県民（以下「県民」という。）の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識、技術等に関して、広く県民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる職員に対する研修及び相談・助言を行うことにより、福祉サービスの向上と発展を図り、もって県民の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利擁護に関する相談・情報提供事業
- (2) 県民の社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- (3) 福祉サービスの質の向上及び評価等に関する事業
- (4) 福祉専門職の養成及び技術の向上に関する事業
- (5) 社会福祉に関する調査研究に関する事業
- (6) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (7) 社会福祉士等の資格の取得の支援に関する事業
- (8) 日本社会福祉士会及び社会福祉に関する他の関係団体との連携に関する事業
- (9) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県内において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、鹿児島県内に住所又は勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の推進を支援するために入会した個人又は団体
- (3) 準会員 社会福祉士国家試験の受験資格を有するもの、社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者、その他入会が適当と認められる者
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあつた者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする個人又は団体は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 会員の入会は、会員総会が別に定める会員の入会に関する規則（以下「会員の入会規則」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が入会の申し込みを行う個人又は団体に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、会員総会が定める会費に関する規則に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会員総会が定める会費に関する規則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、除名の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 法第32条第1項又は第2項の規定により、社会福祉士の登録を取り消されたとき、又は社会福祉士の名称の使用を停止されたとき
- (4) 法第33条の規定により、社会福祉士の登録を消除されたとき
- (5) 正当な理由がなく、会費又は賛助会費を2年間納入しなかったとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 会 員 総 会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として年度の終了後2か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招 集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。  
(1) 会員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項  
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、会員総会に出席したものとして扱う。  
2 前項本文の規定により議決権を行使する正会員又はその代理人は、会員総会ごとに代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(書面による表決等)

第20条 正会員は、書面により議決権を行使することができる。この場合は、会員総会に出席したものとして扱う。  
2 前項本文の規定による議決権の行使は、あらかじめ、議決権を行使する書面をこの法人に提出して行う。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、連続して4期(8年)を超えての理事再任はできない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、連続して4期(8年)を超えての監事再任はできない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、会員総会の決議によって解任することができる。この場合においては、当該理事及び当該監事に対し、解任の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定により費用の弁償に関し必要な事項は、会員総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規則による。

(顧問および相談役)

第29条 本会に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問は正会員以外の者、相談役は本会の役員経験者とし、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の求めに応じて、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とする。
- 4 相談役は会長の求めに応じて、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とする。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 諸規程の制定、変更及び廃止

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号及び第3号から第5号までに掲げる書類にあつては理事会の決議を経て会員総会の承認を、第2号及び第6号に掲げる書類にあつては理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第5号までに掲げる書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項各号に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第41条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当するものに贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は久永繁夫、副会長は久留須直也及び川田節子とする。
- 3 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、平成26年3月22日から施行する。  
この定款の変更は、平成28年6月26日から施行する。